

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------|
| 5 | 固定資産税に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南箕輪村は、固定資産税に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含める事で万全を期している。

評価実施機関名

長野県南箕輪村長

公表日

令和5年1月16日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課する。また、住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書・公課証明書を発行する。本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①固定資産税の賦課 ②評価証明書、公課証明書、納税通知書等の発行 ③所有資産の照会 ④償却資産データ入力等 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム、住民記録システム、宛名管理システム、家屋評価システム、スマートアシスト、中間サーバー、eLtaxシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税賦課情報ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資産情報ファイル、宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一16の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 20条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 財務課 |
| ②所属長の役職名 | 財務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 南箕輪村役場 財務課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------|--|--|------|-----------------------|
| 令和1年6月27日 | 様式の変更 | | | | |
| 令和1年6月27日 | I 5. ②所属長 | 財務課長 平嶋 寛秋 | 財務課長 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和1年6月27日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 令和1年5月31日時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和1年6月27日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 令和1年5月31日時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和1年6月27日 | IVリスク対策 | — | 項目追加 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため |
| 令和2年7月1日 | I 1 ③システムの名称 | 固定資産税システム、住民記録システム、宛名管理システム、家屋評価システム、スマートアシスト、中間サーバー | 固定資産税システム、住民記録システム、宛名管理システム、家屋評価システム、スマートアシスト、中間サーバー、eLtaxシステム | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和2年7月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和1年5月31日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和2年7月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和1年5月31日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | 重要な変更の対象である記載項目に該当しない |
| 令和3年12月15日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 20条 | 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 20条 | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 南箕輪村役場 総務課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表) | 南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表) | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年1月16日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年1月16日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和3年12月1日時点 | 令和4年12月1日時点 | 事後 | |